



第55回 定時株主総会 招集ご通知

●新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- ・ご出席される株主様におかれましては、マスクの着用、手指の消毒及び咳エチケットにご協力いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場内は間隔を空けた座席配置とし、例年より縮小した規模での開催とさせていただきます。
- ・郵送又はインターネットにより事前に議決権をご行使いただけますので、ご出席を合わせていただくこともご検討ください。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ホームページ (<http://www.hibiya-eng.co.jp/>) にてお知らせいたします。

 **日比谷総合設備株式会社**

証券コード：1982

日時

2020年6月24日（水曜日）

開会 ▶ 午前10時

受付開始 ▶ 午前9時

会場

東京都港区芝浦三丁目4番1号

グランパーク プラザ4 F ホール

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

株主の皆様へ

2020年6月3日
東京都港区三田三丁目5番27号
日比谷総合設備株式会社
代表取締役社長 西村 善治

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権行使は郵送又はインターネットでもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月23日(火曜日)午後5時30分まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日(水曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 グランパーク プラザ 4Fホール
東京都港区芝浦三丁目4番1号(末尾案内図ご参照)

3. 目的事項 報告事項

- 第55期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第55期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
- ① 事業報告の「新株予約権等に関する事項」
 - ② 連結計算書類の「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「個別注記表」
- なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶▶ <http://www.hibiya-eng.co.jp/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月23日(火曜日) 午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2020年6月23日(火曜日) 午後5時30分到着分まで

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2020年6月24日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

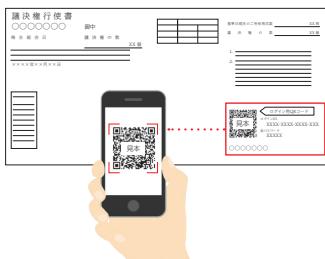
◎ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
◎ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

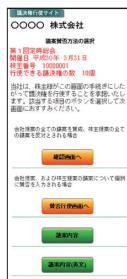
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



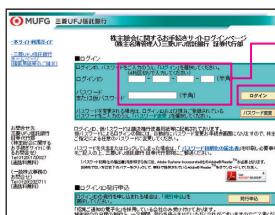
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

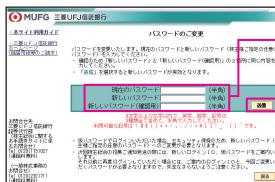
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題として位置付け、長期的な視点に立ち連結業績を考慮しながら、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

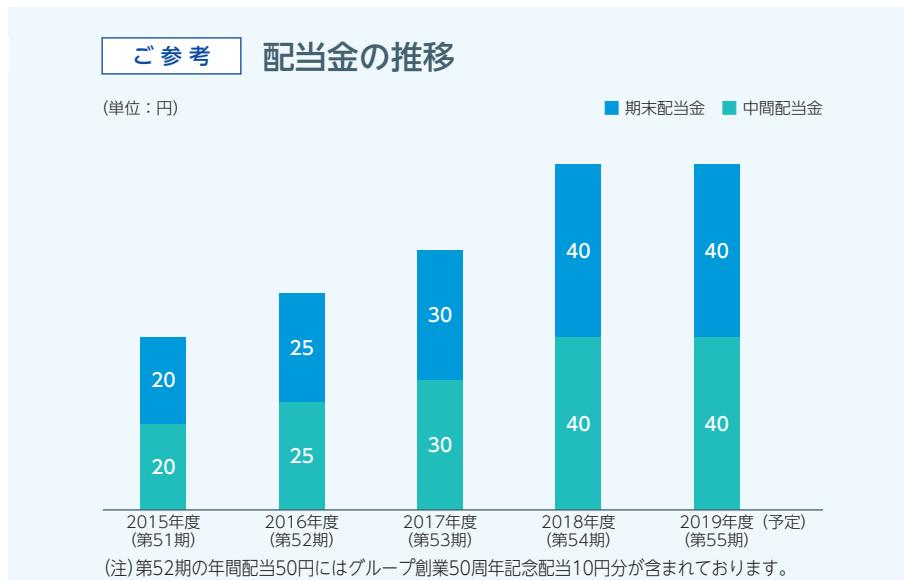
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当 社 普 通 株 式 1 株 に つ き	金 40円
配 当 総 額	961,058,720円

また、当社は中間配当金として1株につき40円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき80円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日



第2号議案

取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名			当社における現在の地位及び担当
1	<small>くろだ</small> 黒田	<small>ながひろ</small> 長裕	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員
2	<small>かつき</small> 香月	<small>しげひと</small> 重人	再任	代表取締役副社長 副社長執行役員
3	<small>かまち</small> 蒲池	<small>てつや</small> 哲也	再任	取締役 常務執行役員
4	<small>じつかわ</small> 實川	<small>ひろし</small> 博史	再任	取締役 常務執行役員
5	<small>やまうち</small> 山内	<small>ゆうじ</small> 祐治	再任	取締役 常務執行役員
6	<small>とみえ</small> 富江	<small>さとし</small> 覚司	新任	上席執行役員
7	<small>あつみ</small> 渥美	<small>ひろお</small> 博夫	再任	取締役（社外）
8	<small>はしもと</small> 橋本	<small>せいいち</small> 誠一	再任	取締役（社外）
9	<small>おおすな</small> 大砂	<small>まさこ</small> 雅子	再任	取締役（社外）

候補者
番号

1

くろだ　ながひろ
黒田　長裕

(1957年9月24日生)

- 所有する当社の株式数 4,185株
- 取締役在任年数 1年
- 取締役会への出席状況 10/10回(100%)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月	日本電信電話公社入社	2015年 6月	同社常務取締役 ファシリティマネジメント事業本部長
1997年 1月	(株)エヌ・ティ・ティファシリティーズ東北支店 建築設計センタ所長	2017年 6月	同社代表取締役副社長営業本部長
2004年 4月	同社関西事業本部副本部長	2018年 7月	同社代表取締役副社長NTT本部長
2006年 7月	西日本電信電話(株)財務部不動産企画室長	2019年 6月	当社代表取締役副社長 副社長執行役員 現在に至る
2012年 6月	(株)NTTファシリティーズ取締役東海支店長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

黒田長裕氏は、経営者としての豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、優れたリーダーシップにより、当社グループの経営を牽引することで、代表取締役副社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

かつき　しげひと
香月　重人

(1960年1月11日生)

- 所有する当社の株式数 4,185株
- 取締役在任年数 1年
- 取締役会への出席状況 10/10回(100%)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	日本電信電話公社入社	2016年 6月	同社取締役経営企画部長
2005年 5月	日本電信電話(株)第四部門IR室長	2017年 6月	同社常務取締役経営企画部長
2007年 8月	NTTファイナンス(株) 先端技術投資部長、国際営業部長兼務	2018年 6月	プレミア・リート・アドバイザーズ(株)代表取締役社長
2010年 7月	東日本電信電話(株)財務部長	2019年 4月	プレミア投資法人執行役員
2013年 7月	エヌ・ティ・ティ都市開発(株)財務部長	2019年 6月	当社代表取締役副社長 副社長執行役員 現在に至る
2014年 6月	同社取締役財務部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

香月重人氏は、豊富な経験と幅広い見識を有しており、優れた経営管理能力により当社グループの経営を統率することで、代表取締役副社長としての職責を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

かまち てつや
蒲池 哲也

(1955年11月21日生)

●所有する当社の株式数 18,246株
●取締役在任年数 10年
●取締役会への出席状況 13/13回(100%)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月	当社入社	2010年 6月	当社取締役執行役員企画部長兼業務ソリューション部長
2001年 6月	当社統括本部経理部長	2011年 6月	当社取締役執行役員企画部長
2002年12月	当社財務部長	2013年 6月	当社取締役常務執行役員企画部長
2006年 6月	当社執行役員財務部長	2015年 6月	当社取締役常務執行役員管理本部兼管理本部企画部長
2008年 6月	当社執行役員財務部長兼業務ソリューション部長	2016年 6月	当社取締役常務執行役員管理本部 現在に至る
2009年 6月	当社執行役員企画部長兼業務ソリューション部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

蒲池哲也氏は、経理・財務及び経営企画等の分野における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、管理部長として重要な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

じつかわ ひろし
實川 博史

(1957年4月27日生)

●所有する当社の株式数 13,500株
●取締役在任年数 5年
●取締役会への出席状況 13/13回(100%)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	日本電信電話公社入社	2015年 6月	当社取締役上席執行役員技術統括部長 兼東京本店エンジニアリング本部長
2011年 9月	(株)エヌ・ティ・ティファシリティアーズ営業本部副本部長	2016年 6月	当社取締役常務執行役員東京本店長 兼東京本店N T T本部長
2013年 4月	当社入社、東京本店N T T本部副本部長	2018年 1月	当社取締役常務執行役員東京本店長 兼東京本店N T T本部長兼安全品質管理本部長 現在に至る
2013年 6月	当社執行役員東京本店エンジニアリング本部長 兼N T T本部副本部長		
2014年 6月	当社上席執行役員技術統括部長 兼東京本店エンジニアリング本部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

實川博史氏は、エンジニアリング及び安全品質管理等の分野における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、東京本店長として重要な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

やまうち

山内

ゆうじ

祐治

(1957年5月28日生)

- 所有する当社の株式数 11,090株
- 取締役在任年数 5年
- 取締役会への出席状況 13/13回(100%)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	当社入社	2016年 6月	当社取締役上席執行役員 L C 営業統括本部長 兼東京本店都市設備本部長
2005年 7月	当社東京本店 N T T 本部営業部門第 2 営業部長	2018年 6月	当社取締役常務執行役員 L C 営業統括本部長 兼東京本店都市設備本部長
2011年 7月	当社営業統括部長	2019年 6月	当社取締役常務執行役員東京本店都市設備本部長 現在に至る
2012年 6月	当社執行役員営業統括部長		
2014年 6月	当社上席執行役員営業統括部長		
2015年 6月	当社取締役上席執行役員営業統括部長 兼東京本店都市設備本部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

山内祐治氏は、受注活動及び営業企画等の分野における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、東京本店都市設備本部長として重要な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、引き続き取締役への選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

とみえ

富江

さとし

覚司

(1959年8月28日生)

- 所有する当社の株式数 7,360株

新任

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月	当社入社	2017年 6月	当社執行役員安全品質管理本部長 兼東京本店都市設備副本部長
2010年 6月	当社東京本店 N T T 本部工事部門第 1 工事部長	2018年 1月	当社執行役員北海道支店長
2013年 6月	当社東京本店 N T T 本部工事部門長 兼第 1 工事部長	2019年 6月	当社上席執行役員北海道支店長 現在に至る
2014年 6月	当社執行役員東京本店都市設備副本部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

富江覚司氏は、設計・施工等の分野における豊富な業務経験と幅広い見識を有しており、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

あつみ ひろお
渥美 博夫

(1948年4月18日生)

●所有する当社の株式数 0株
●社外取締役在任年数 8年
●取締役会への出席状況 13/13回(100%)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1977年 4月 弁護士登録、田中・高橋事務所入所
1982年 1月 ニューヨーク州弁護士資格取得
1990年 2月 ブレークモア法律事務所入所

1994年 8月 渥美・白井法律事務所
(現渥美坂井法律事務所・外国法共同事業) 設立
現在に至る
2012年 6月 当社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業代表弁護士

社外取締役候補者とした理由

渥美博夫氏は、法律に精通した弁護士としての専門的な知識・経験を活かし、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言をいただいております。これまでの実績に鑑み、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社の経営に関与したことがありませんが(ただし、日本で有数の法律事務所である渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の主要経営者として同事務所の経営に長年関与しております)、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者
番号

8

はしもと せい いち
橋本 誠一

(1954年5月6日生)

●所有する当社の株式数 0株
●社外取締役在任年数 3年
●取締役会への出席状況 13/13回(100%)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1978年 4月 麒麟麦酒(株)入社
1999年 1月 同社マーケティング部商品開発研究所長
2006年 3月 同社西日本流通本部長
2008年 3月 キリンヤクルトネクストステージ(株)代表取締役社長
2009年 3月 麒麟麦酒(株)執行役員企画部長
2010年 3月 同社取締役企画部長
2011年 3月 同社常務取締役企画部長

2012年 3月 キリンホールディングス(株)常務取締役
2013年 3月 キリン(株)常務取締役CSV本部長
2014年 3月 同社常務取締役CSV本部長、CMO
2015年 3月 キリンホールディングス(株)常務執行役員
兼キリン(株)取締役常務執行役員CSV本部長、CMO
2017年 6月 当社社外取締役
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

橋本誠一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言をいただいております。これまでの実績に鑑み、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番

9

おおすな

大砂

まさこ

雅子

(1956年3月1日生)

●所有する当社の株式数

0株

●社外取締役在任年数

1年

●取締役会への出席状況

10/10回(100%)

再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月	特殊法人日本貿易振興会入会 (現：ジェトロ (独立行政法人日本貿易振興機構))	2014年 2月	金沢工業大学情報フロンティア学部経営情報学科教授
2000年 7月	同シンガポールセンター次長	2015年 6月	㈱北國銀行社外取締役 [監査等委員] 現在に至る
2007年 7月	同地域産業連携課長	2017年 4月	金沢工業大学研究支援機構産学連携室教授 現在に至る
2009年 4月	ジェトロ・アジア経済研究所国際交流・研修室長 同開発スクール (IDEAS) 事務局長	2019年 6月	当社社外取締役 現在に至る
2011年 3月	ジェトロソウル事務所長 ソウルジャパンプラブ (SJC) 常務理事	2020年 6月	タキロンシーアイ㈱社外監査役 就任予定

重要な兼職の状況

金沢工業大学教授

㈱北國銀行社外取締役 [監査等委員]

社外取締役候補者とした理由

大砂雅子氏は、日本貿易振興機構 (ジェトロ) に永年勤務し、現在では金沢工業大学の産学連携室教授や㈱北國銀行の社外取締役 [監査等委員] を務めるなど幅広く活躍されております。その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の重要な経営判断の場において適切な助言及び提言をいただいております。これまでの実績に鑑み、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことがありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 冨江覚司氏は、新任候補者であります。
3. 渥美博夫、橋本誠一、大砂雅子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
社外取締役候補者渥美博夫氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年であります。
社外取締役候補者橋本誠一氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年であります。
社外取締役候補者大砂雅子氏の当社社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
5. 当社は、社外取締役候補者渥美博夫、橋本誠一、大砂雅子の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役候補者渥美博夫、橋本誠一、大砂雅子の各氏につきましては、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。
7. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
8. 渥美博夫氏、橋本誠一氏、大砂雅子氏が当社社外取締役として在任中である2020年1月に東京国税局より照会を受け調査した結果発覚した元従業員の不正行為について、各氏は事前には当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから取締役会等において、法令遵守の観点から提言などを行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。
9. 大砂雅子氏が[㈱]北國銀行の社外取締役〔監査等委員〕として在任中である2020年1月、同行において発覚した元行員による金銭着服事件について、同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから取締役会等において、法令遵守の観点から提言などを行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役植草秀一、只腰博隆の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	当社における現在の地位及び担当
1	植草 秀一 うえくさ ひでかず	再任 常勤監査役
2	只腰 博隆 ただこし ひろたか	再任 社外 監査役（社外）

候補者番号	1	植草 秀一 うえくさ ひでかず	(1956年11月2日生)	<ul style="list-style-type: none"> ●所有する当社の株式数 1,736株 ●監査役在任年数 1年 ●監査役会への出席状況 10/10回(100%)
-------	---	--------------------	---------------	---

再任

略歴、当社における地位

1979年 4月	当社入社	2017年 6月	当社管理本部ICTソリューション部長
2008年 7月	当社企画部情報システム室長	2019年 6月	当社常勤監査役
2014年 7月	当社業務ソリューション部長		現在に至る
2015年 6月	当社管理本部業務ソリューション部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

監査役候補者とした理由

植草秀一氏は、当社において長年培ってきた設計・施工等の分野における業務経験とともに、社内システム部門の責任者を務めるなど、業務執行に関する豊富な経験と見識を有しており、当社の経営執行に対する監査等において適切な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

ただこし ひろたか
只腰 博隆

(1953年5月9日生)

●所有する当社の株式数

0株

●監査役在任年数

2年

●監査役会への出席状況

15/15回(100%)

再任

社外

略歴、当社における地位

1977年 4月 日本電信電話公社入社
2001年 7月 日本電信電話(株)第一部門担当部長
2004年 7月 東日本電信電話(株)ビジネスユーザ事業推進本部
製造ソリューション営業部長
2007年 6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
取締役法人事業本部第三法人営業本部長
2009年 6月 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ(株)
常務取締役企画総務部長営業本部長兼務

2013年 6月 共立建設(株)代表取締役社長

2018年 6月 同取締役相談役

当社社外監査役

現在に至る

2019年 6月 共立建設(株)相談役

現在に至る

重要な兼職の状況

共立建設(株)相談役

社外監査役候補者とした理由

只腰博隆氏は、経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識があり、当社の経営執行に対する監査等において適切な役割を果たしております。これまでの実績に鑑み、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 只腰博隆氏は、共立建設(株)の相談役であり、当社は同社と設備工事の取引を行っております。
2. 只腰博隆氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数
社外監査役候補者只腰博隆氏の当社社外監査役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年であります。
4. 当社は、社外監査役候補者只腰博隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 所有する当社株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株式数を含んでおります。
6. 只腰博隆氏が当社社外監査役として在任中である2020年1月に東京国税局より照会を受け調査した結果発覚した元従業員の不正行為について、同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでした。日ごろから取締役会等において、法令遵守の観点から提言などを行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。

以上

1 企業集団の事業の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融緩和政策の継続と政府の財政支出に支えられ、穏やかな回復基調で推移してまいりましたが、年度後半においては、消費税率引き上げによる消費者マインドの低下、また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響もあり、先行きの不透明感が増しつつあります。

建設業界におきましては、全国的な担い手不足による労務単価の上昇や新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一部機材の納品遅れなどがあったものの、年間を通してみれば、建設投資は底堅く推移しました。

このような状況のもと、当社グループは、2017年度よりスタートした「第6次中期経営計画」に掲げた「LC（建物ライフサイクル）トータルソリューションの高度化」による受注拡大に注力するとともに、施工リスクに応じた現場のフォロー体制を充実することにより原価管理を徹底してまいりました。また、テレワークに向けた環境を整備したほか、女性活躍推進に関する行動計画を着実に遂行することにより「えるぼし（2つ星）」を取得するなど、働き方改革の推進にも取り組んでまいりました。

その結果、受注高につきましては、主にNTTグループからの受注が増加したことにより、前連結会計年度比3.4%増の784億75百万円となりました。

売上高につきましては、大型工事の進捗などにより、前連結会計年度比8.4%増の758億90百万円となりました。

利益につきましては、工事採算の改善などにより、営業利益は前連結会計年度比80.1%増の36億90百万円、経常利益は前連結会計年度比32.0%増の42億39百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比30.5%増の35億37百万円となりました。

受注高	784億	75	百万円	(前連結会計年度比	3.4%増)	
売上高	758億	90	百万円	(前連結会計年度比	8.4%増)	
親会社株主に帰属する 当期純利益	35億	37	百万円	(前連結会計年度比	30.5%増)	

なお、セグメント別の業績は次のとおりであります。

① 設備工事事業

売上高は670億10百万円（前連結会計年度比9.1%増）、営業利益は33億1百万円（前連結会計年度比94.0%増）となりました。

② 設備機器販売事業

売上高は64億18百万円（前連結会計年度比10.3%増）、営業利益は3億21百万円（前連結会計年度比9.0%増）となりました。

③ 設備機器製造事業

売上高は24億62百万円（前連結会計年度比11.0%減）、営業利益は55百万円（前連結会計年度比42.2%増）となりました。

(2) セグメント別の受注高、売上高、繰越高

(単位：百万円)

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設備工事事業	49,016	69,620	67,010	51,626
設備機器販売事業	—	6,418	6,418	—
設備機器製造事業	362	2,437	2,462	337
合 計	49,379	78,475	75,890	51,964

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

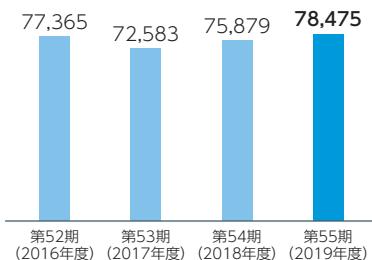
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 52 期 (2016年度)	第 53 期 (2017年度)	第 54 期 (2018年度)	第55期(当期) (2019年度)
受注高 (百万円)	77,365	72,583	75,879	78,475
売上高 (百万円)	78,387	66,838	70,035	75,890
経常利益 (百万円)	6,976	4,094	3,212	4,239
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	5,207	7,273	2,711	3,537
1株当たり当期純利益 (円)	178.49	262.00	111.34	147.43
総資産 (百万円)	93,661	82,931	82,396	83,632
純資産 (百万円)	63,719	58,580	60,026	58,294
1株当たり純資産額 (円)	2,117.40	2,350.48	2,441.23	2,391.70

ご参考

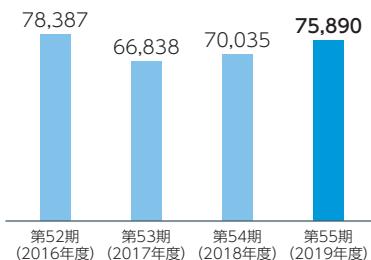
受注高

(単位：百万円)



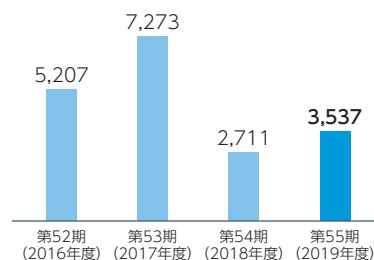
売上高

(単位：百万円)



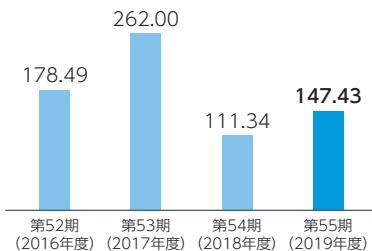
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



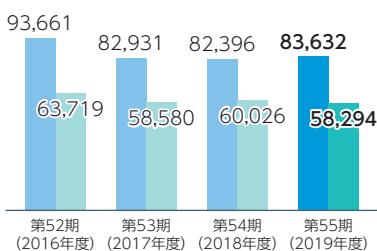
1株当たり当期純利益

(単位：円)



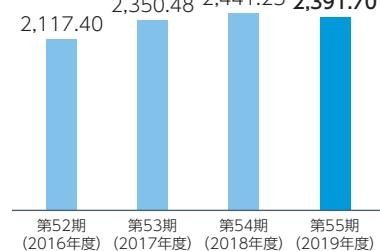
総資産/純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産

(単位：円)



② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 52 期 (2016年度)	第 53 期 (2017年度)	第 54 期 (2018年度)	第55期(当期) (2019年度)
受注高 (百万円)	67,197	63,054	66,919	68,759
売上高 (百万円)	68,449	57,290	61,016	66,405
経常利益 (百万円)	5,221	2,922	2,190	3,827
当期純利益 (百万円)	3,915	16,579	1,864	13,578
1株当たり当期純利益 (円)	133.34	594.76	76.56	565.80
総資産 (百万円)	63,449	63,053	62,825	74,266
純資産 (百万円)	38,623	43,725	44,259	52,536
1株当たり純資産額 (円)	1,320.20	1,784.07	1,831.36	2,198.33

ご参考

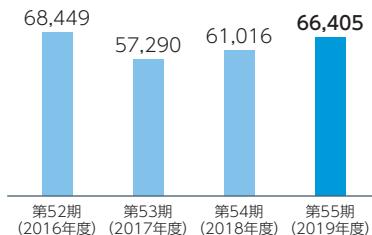
受注高

(単位：百万円)



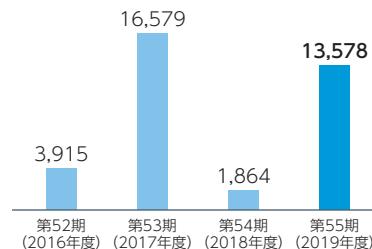
売上高

(単位：百万円)



当期純利益

(単位：百万円)



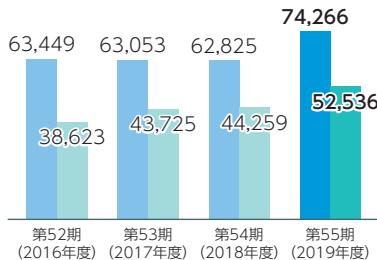
1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産/純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産

(単位：円)



(4) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

(7) 企業集団が対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、当面の景気動向は、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大の影響から厳しい状況が見込まれます。さらに、感染症拡大が収束する時期、収束までの間の国内外経済に与える影響について見通すことが困難であり、感染症拡大が収束した後の改善ペースについても不確実性が大きいと考えられます。

建設業界におきましても、建設投資は底堅く推移してきたものの、今後は、建築需要の悪化、完成工期の延伸、一部資材価格の上昇なども想定され、先行きについては不透明な状況が予想されます。

当社グループにおきましては、引き続き、コア事業である設備工事業の収益力強化と新たな事業機会の創出による企業価値向上に努めてまいります。また、株主還元の着実な実施等によるステークホルダーへの貢献にも取り組んでまいります。

なお、当社は2020年1月に東京国税局からの照会を受け社内調査を実施した結果、当社元従業員が取引先従業員と共謀のうえ、架空発注により当社をして当該取引先に対し総額5.8億円に及ぶ金員を支払わせていたことが判明いたしました。当社はこの事態を真摯に受け止め、再発防止に向けたコンプライアンスの徹底やリスク管理体制の整備等による経営の健全性の確立に尽力してまいります。

第56期（2021年3月期）につきましては、不透明な事業環境の中、厳しい前提条件（受注環境、工事進捗、利益率）を想定して業績予想を策定し、その達成を目指しつつ、環境の変化にも機動的に対応していく所存です。

なお、本年4月よりスタートする予定でありました第7次中期経営計画につきましては、先行きが不透明な状況であることから、現時点では半年程度遅らせて発表する予定です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(8) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社、連結子会社の日比谷通商株式会社、ニッケイ株式会社、H I Tエンジニアリング株式会社で構成され、空調設備、衛生設備、電気設備等の計画、設計、監督並びに施工を行う設備工事業と、これら設備工事に係る機器の販売等を行う設備機器販売事業、並びに設備工事に係る機器の製造等を行う設備機器製造事業を主な内容として事業活動を展開しております。

当社グループの事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントとの関連は、次のとおりであります。

① 設備工事業

当社は、総合設備工事業を営んでおり、連結子会社であるH I Tエンジニアリング株式会社は、生産設備等の設計・施工・保守管理を行っております。

② 設備機器販売事業

連結子会社である日比谷通商株式会社は設備機器の販売及びメンテナンスを行っております。

③ 設備機器製造事業

連結子会社であるニッケイ株式会社が設備機器の製造及び販売を行っております。

(注) 当社は、2020年1月1日付で、日本メックス株式会社の全保有株式を売却し、同社は当社の持分法適用関連会社ではなくなりました。

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
設備工事業	786
設備機器販売事業	61
設備機器製造事業	93
合計	940

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
769	8名増	45.0歳	18.0年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数は社員及び常勤顧問、常勤嘱託の員数であります。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
日比谷通商株式会社	75百万円	77.64%	建築設備機器類の販売及びメンテナンス
ニッケイ株式会社	78百万円	100.00%	建築設備機器類の製造及び販売
HITエンジニアリング株式会社	20百万円	100.00%	生産設備等の設計・施工・保守管理

(11) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本	社	東京都港区三田三丁目5番27号	
東	京	本店	東京都港区芝浦三丁目4番1号
支	店	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
		横浜支店 (横浜市)	東海支店 (名古屋市)
		北陸支店 (金沢市)	関西支店 (大阪市)
		四国支店 (松山市)	中国支店 (広島市)
		九州支店 (福岡市)	沖縄支店 (那覇市)

② 子会社の主要な事業所

日比谷通商株式会社	本社：東京都港区
ニッケイ株式会社	本社：東京都品川区
HITエンジニアリング株式会社	本社：富山県富山市

2 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
96,500,000株	25,006,321株	3,178名

(2) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日比谷総合設備取引先持株会	1,324,660株	5.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,207,500	5.03
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	920,000	3.83
住友不動産株式会社	920,000	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社百十四銀行口)	900,000	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	805,600	3.35
一般社団法人電気通信共済会	698,873	2.91
日比谷総合設備従業員持株会	659,666	2.75
共立建設株式会社	594,237	2.47
株式会社協和エクシオ	530,161	2.21

(注) 持株比率は、自己株式979,853株を控除して計算しております。なお、自己株式には業績連動型株式報酬制度(役員報酬BIP信託)により当該信託が保有する株式219,982株は含まれておりません。

(3) その他株式に関する重要な事項

定款授權に基づく取締役会決議による自己株式の取得

普通株式 300,000株

取得価額の総額 567百万円

取得を必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村善治	社長執行役員
代表取締役副社長	黒田長裕	副社長執行役員 特命事項担当
代表取締役副社長	香月重人	副社長執行役員 管理本部 考査室 CSR推進室 東北支店 担当
取締役	蒲池哲也	常務執行役員 管理本部長
取締役	實川博史	常務執行役員 東京本店長 東京本店NTT本部長 安全品質管理本部長
取締役	山内祐治	常務執行役員 東京本店都市設備本部長 LC営業統括本部担当
取締役	渥美博夫	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業代表弁護士
取締役	橋本誠一	
取締役	大砂雅子	金沢工業大学研究支援機構産学連携室教授 株式会社北國銀行社外取締役 [監査等委員]
常勤監査役	桑原亨二	
常勤監査役	植草秀一	
監査役	伊藤晶	公認会計士伊藤晶事務所
監査役	只腰博隆	共立建設株式会社相談役

- (注) 1. 取締役渥美博夫氏、橋本誠一氏、大砂雅子氏は社外取締役であります。
2. 監査役桑原亨二氏、伊藤晶氏、只腰博隆氏は社外監査役であります。
3. 監査役桑原亨二氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役伊藤晶氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役渥美博夫氏、橋本誠一氏、大砂雅子氏及び監査役桑原亨二氏、伊藤晶氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位及び重要な兼職の状況
豊田 茂	2019年6月27日	任期満了	代表取締役副社長 副社長執行役員
下田 敬介	2019年6月27日	任期満了	取締役 常務執行役員
楠美 憲章	2019年6月27日	任期満了	社外取締役 山一電機株式会社社外取締役
中村 昌光	2019年6月27日	辞任	監査役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の総額
取締役	12名	209百万円
(うち社外取締役)	(4名)	(14百万円)
監査役	5名	33百万円
(うち社外監査役)	(3名)	(23百万円)
合計	17名	242百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第41回定時株主総会において年額220百万円以内（執行役員兼務取締役の執行役員分の給与を含む。）と決議いただいております、その枠に対応した支給額は157百万円であります。
2. 2009年6月26日開催の第44回定時株主総会において、(注)1.とは別枠で株式報酬型ストックオプションのための報酬等の限度額として、年額40百万円以内と決議いただいております、その枠に対応した支給額は取締役6名に対し26百万円であります。
3. 2017年6月29日開催の第52回定時株主総会において、(注)1.及び2.とは別枠で業績連動型株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の導入を決議いただいております、当該制度による報酬は26百万円であります。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
5. 上記には当事業年度中に退任した取締役2名、社外取締役1名、監査役1名が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況、社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	渥美博夫	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業代表弁護士	特別の関係はありません。
社外取締役	大砂雅子	金沢工業大学研究支援機構産学連携室教授 株式会社北國銀行社外取締役[監査等委員]	特別の関係はありません。
社外監査役	伊藤晶	公認会計士伊藤晶事務所	特別の関係はありません。
社外監査役	只腰博隆	共立建設株式会社相談役	工事請負等の取引関係があります。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	渥美博夫	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち、13回に出席しており、当社の経営に対し、適宜有益な意見を述べております。
社外取締役	橋本誠一	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち、13回に出席しており、当社の経営に対し、適宜有益な意見を述べております。
社外取締役	大砂雅子	就任後、当事業年度中に開催の取締役会10回のうち、10回に出席しており、当社の経営に対し、適宜有益な意見を述べております。
社外監査役	桑原亨二	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席しており、常勤監査役として適宜質問を行い、意見を述べております。
社外監査役	伊藤晶	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会15回のうち15回に出席しており、公認会計士としての見地から適宜質問を行い、意見を述べております。
社外監査役	只腰博隆	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち12回、監査役会15回のうち15回に出席しており、他企業の経営経験者としての知見から適宜質問を行い、意見を述べております。

(注) 19頁記載の当社元従業員による不正行為について、社外取締役の渥美博夫氏、橋本誠一氏、大砂雅子氏並びに社外監査役の桑原亨二氏、伊藤晶氏、只腰博隆氏は事前には当該事実を認識していませんでしたが、日ごろから取締役会等において、法令遵守の観点から提言などを行ってまいりました。なお、当該事実が判明した後においては、再発防止に向けた内部統制体制の強化やコンプライアンスの徹底についての提言等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	57百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制にかかる規定を制定し、役員及び従業員が法令・定款及び当社の行動指針を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役員及び従業員に教育を行う。考査室は総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為について役員及び従業員等が直接情報提供を行う手段として「日比谷ホットライン」を活用する。
- ② 反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織として毅然と対応し、一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、保存する。
取締役及び監査役は常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、取引先との契約時におけるリスク回避のための「受注審査基準」、投資案件を審議する「投資等事前審議会」、資金運用を安全に実施するための「資金運用基準」、職場のセクハラ・パワハラ防止のための「ヘルプライン」、その他「インサイダー取引規程」等を設けリスク対策を講じている。今後は、これら施策を充実するとともに、コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則等を制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。当社内の横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部及び考査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

- ① 業務執行の合理化と責任の所在を明らかにするため、コーポレートガバナンスの理念に基づく取締役会規程、組織規程、責任規程を定める。
- ② 執行役員を構成員とする経営会議の設置
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年度事業計画の策定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
- ④ 経営会議及び取締役会による月次業績の検討と改善策の実施

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 各子会社の内部統制を担当する部署を企画部及び経理部とし、他の内部統制主管部と連携し各子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に必要な各子会社への指導・支援を実施する。
- ② 当社取締役、本・支店長及び各子会社の社長は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ 当社の考査室は、当社及び各子会社の内部監査を実施し、その結果を企画部及び経理部の担当取締役及び監査役に報告し、企画部及び経理部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人等を置くことを求めた場合における当該使用人等に関する体制並びにその使用人等の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の下に監査役室を置き、監査役の職務を補助すべき従業員を配置する。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役、執行役員及び従業員は、監査役に対して、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について報告するものとする。重要事項にはコンプライアンスに関する事項、リスクに関する事項、その他内部統制に関する事項及び「日比谷ホットライン」による通報の状況を含むこととする。
- ② 取締役は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合は速やかに監査役会に報告することとする。
- ③ 監査役へ報告したことを理由として報告者に対し、不利益となる取扱いを行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
- ② 取締役は、監査役 of 職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- ③ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

6 業務の適正を確保するための体制の運用の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス及びリスク管理体制

当社グループは、社員就業規則、グループビジョン並びに倫理行動基準を社内ホームページ等に掲載し、常時閲覧できるようにしております。

また、内部統制基本方針に基づく事業年度毎のコンプライアンス活動やコンプライアンス活動に係る研修の実施・計画等について、定期的に取り締役会及び経営会議に報告しております。

リスク管理については、各規程の整備で対応するとともに、管理本部を設置し、横断的なリスク管理体制を整備しており、また、日比谷ホットラインなどのグループ全体の内部通報制度の充実等により未然の防止についても対応しております。

(2) 業務執行の適正性や効率性の向上

当社は、「取締役会規程」に基づく取締役会による決議の他、業務執行上の重要事項の審議、事業戦略の策定、事業運営制度の検討などを行うため、経営会議を開催するとともに、「組織規程」、「責任規程」に基づき、迅速で適切な意思決定に努めております。

(3) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、「グループ会社管理規程」、「グループ会社協定書」、「グループ会社経営会議」等に基づき、グループ会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従って審議される体制を維持しております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

常勤監査役は、取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行っております。なお、監査体制の一層の充実を図るため、常勤監査役を1名増員しております。

また、監査役会は、会計監査人、考査室との連携を図るとともに、代表取締役や社外取締役との意見交換会を定期的に開催するなど、監査の実効性を高めております。

7 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		75,890
売上原価		63,904
売上総利益		11,986
販売費及び一般管理費		8,295
営業利益		3,690
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	316	
持分法による投資利益	69	
匿名組合投資利益	62	
その他	75	554
営業外費用		
支払利息	0	
その他	5	5
経常利益		4,239
特別利益		
投資有価証券売却益	1,295	1,295
特別損失		
投資有価証券評価損	13	
貸倒引当金繰入額	431	445
税金等調整前当期純利益		5,090
法人税、住民税及び事業税	1,812	
法人税等調整額	△315	1,496
当期純利益		3,593
非支配株主に帰属する当期純利益		55
親会社株主に帰属する当期純利益		3,537

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	5,753	6,028	43,495	△2,055	53,222
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,940		△1,940
親会社株主に帰属する当期純利益			3,537		3,537
自己株式の取得				△567	△567
自己株式の処分			△42	103	60
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,555	△464	1,090
当連結会計年度末残高	5,753	6,028	45,050	△2,519	54,312

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	6,228	△723	5,505	204	1,095	60,026
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,940
親会社株主に帰属する当期純利益						3,537
自己株式の取得						△567
自己株式の処分						60
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3,015	135	△2,879	△2	59	△2,822
当連結会計年度変動額合計	△3,015	135	△2,879	△2	59	△1,732
当連結会計年度末残高	3,212	△587	2,625	201	1,154	58,294

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	56,039
現金及び預金	17,453
受取手形	939
電子記録債権	679
完成工事未収入金	28,974
有価証券	5,301
未成工事支出金	258
未収入金	2,221
その他	210
貸倒引当金	△0
固定資産	18,226
有形固定資産	585
建物	386
構築物	0
工具、器具及び備品	86
土地	93
リース資産	19
無形固定資産	209
ソフトウェア	189
電話加入権	17
その他	2
投資その他の資産	17,431
投資有価証券	12,267
関係会社株式	397
匿名組合出資金	694
破産更生債権等	15
前払年金費用	828
繰延税金資産	568
保険積立金	1,656
差入保証金	793
その他	662
貸倒引当金	△453
資産合計	74,266

科目	金額
負債の部	
流動負債	20,919
支払手形	614
工事未払金	14,058
リース債務	8
未払金	826
未払費用	279
未払法人税等	688
未成工事受入金	374
預り金	304
賞与引当金	1,387
完成工事補償引当金	98
工事損失引当金	431
その他	1,845
固定負債	810
リース債務	12
退職給付引当金	783
資産除去債務	12
その他	3
負債合計	21,730
純資産の部	
株主資本	49,822
資本金	5,753
資本剰余金	5,931
資本準備金	5,931
利益剰余金	40,656
利益準備金	1,270
その他利益剰余金	
土地圧縮積立金	1
配当準備積立金	320
別途積立金	18,370
繰越利益剰余金	20,694
自己株式	△2,519
評価・換算差額等	2,512
その他有価証券評価差額金	2,512
新株予約権	201
純資産合計	52,536
負債純資産合計	74,266

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		66,405
売上原価		56,474
売上総利益		9,930
販売費及び一般管理費		6,637
営業利益		3,293
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	376	
匿名組合投資利益	62	
その他	77	546
営業外費用		
支払利息	0	
その他	11	12
経常利益		3,827
特別利益		
投資有価証券売却益	339	
関係会社株式売却益	11,195	11,534
特別損失		
投資有価証券評価損	13	
貸倒引当金繰入額	431	445
税引前当期純利益		14,916
法人税、住民税及び事業税	1,658	
法人税等調整額	△320	1,338
当期純利益		13,578

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金計
		資本準備金	資本剰余金計		その他利益剰余金				
					土地圧縮積立金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,753	5,931	5,931	1,270	1	320	18,370	9,099	29,061
当期変動額									
剰余金の配当								△1,940	△1,940
当期純利益								13,578	13,578
自己株式の取得									
自己株式の処分								△42	△42
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	11,595	11,595
当期末残高	5,753	5,931	5,931	1,270	1	320	18,370	20,694	40,656

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△2,055	38,691	5,364	5,364	204	44,259
当期変動額						
剰余金の配当		△1,940				△1,940
当期純利益		13,578				13,578
自己株式の取得	△567	△567				△567
自己株式の処分	103	60				60
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△2,852	△2,852	△2	△2,854
当期変動額合計	△464	11,130	△2,852	△2,852	△2	8,276
当期末残高	△2,519	49,822	2,512	2,512	201	52,536

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日比谷総合設備株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野中浩哲 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石野研司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日比谷総合設備株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

日比谷総合設備株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野中浩哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石野研司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日比谷総合設備株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、考査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり元従業員による不正行為が発生しております。監査役会は、再発防止に向けたコンプライアンスの徹底やリスク管理体制の整備等の実施状況を監視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

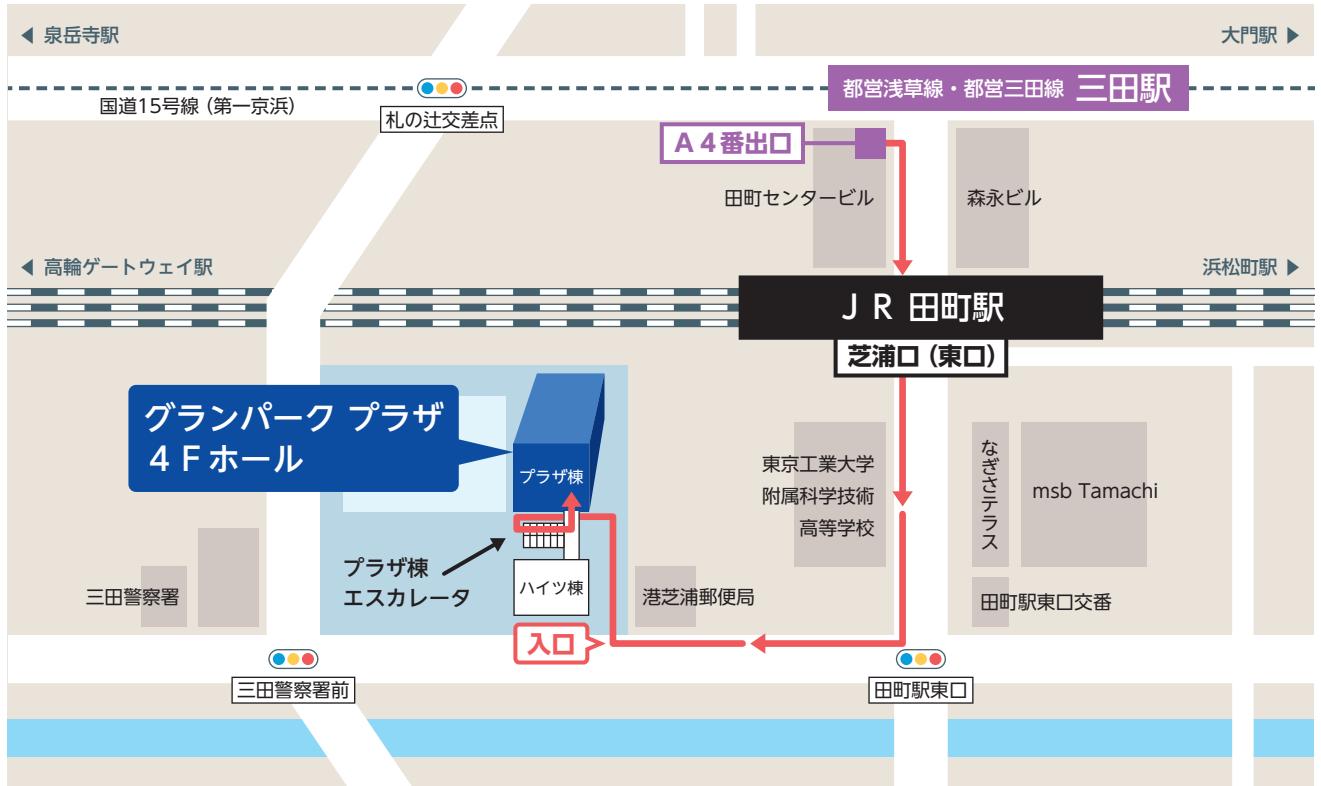
2020年5月22日

日比谷総合設備株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	桑原 亨二 ㊞
常勤監査役	植草 秀一 ㊞
監査役（社外監査役）	伊藤 晶 ㊞
監査役（社外監査役）	只腰 博隆 ㊞

以 上

第55回定時株主総会会場ご案内図



会場

グランパーク プラザ 4 F ホール

東京都港区芝浦三丁目4番1号
TEL : 03 (5441) 2100

交通

J R 田町駅 ▶

芝浦口 (東口)

より 徒歩 約5分

都営浅草線
都営三田線

三田駅 ▶

A 4 番出口

より 徒歩 約7分

新型コロナウイルス感染症の影響等により株主総会会場が変更となった場合は、当社ホームページ (<http://www.hibiya-eng.co.jp/>) にてお知らせいたします。ご来場前に必ずご確認をお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。